

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て

宮田利雄

(一)

近世に於ける眞宗史上の一問題として宗名二件がある。之は現今に於ては既に明治五年以來解決されてはあるが、當時にありては確かに宗團維持の上に相當重大な問題であつたと思はれる。而して斯かる問題をめぐりて徳川幕府の佛教對策或は佛教界に於ける形式化の一面及び眞宗史上の問題としての愛山護法的活動の場面が見られるのである。

近世に於ける佛教は徳川幕府の統制策又は現實的思想の發展によりて其の形態或は思想的地位に變動を與へられてゐる事が考へられる。彼の戰國の紛亂の中に醸成された現實的精神を根據として彼岸的傾向にある佛教信仰は、其の力を弱められ徳川幕府を中心とする近世封建社會機構の再構成に當つても、其の指導精神として現

實的イデオロギーの必要から佛教が採用された。斯くて近世に於ける佛教は政治的或は經濟的にも諸侯としての形態實力をもつてゐた中世に於ける形態から變動を與へられ、遂に幕府より下された寺院法度によりて其の行動を拘束され、幕府の統制の下に其の進退が決せられて行つた。即ち近世封建社會の一部門としての形態を取るに至つた。かくして佛教も次第に個定化し形式化して行つた様である。唯學問に於ては幕府の獎勵と相まつて非常に盛大に行はれたが、それも一種の神學的性質をもち、宗我個我の見にとらはれ、編狹固陋に流れ佛教全般に對する合理的解釋をかき、遂に排他的思想をはらみ自尊毀他の弊風を來たしてゐる事も否定出來ぬ。とに角本宗名一件も斯くの如き社會機構内に於ける佛教の現實的狀況

(二)

此の事件は既に御橋惠言氏(天明安永年間に於ける宗名事件)「無盡燈」第十四卷三、四、五、七、十、十二號)、長沼賢海氏(日本宗教史研究)、山田文昭氏(真宗史稿)等によりて知られてゐる如く、淨土真宗なる宗名公稱に關して淨土宗との間に起つた争に起因するのであるが、

淨土宗と真宗とは徳川時代の始めには既に肉食妻帶を中心とした俗諦門に關する宗論が行はれてゐた事は明かである。(真宗對淨土宗々論史の梗概)而して真宗の宗名

に關しては先に蓮師が御文(十五通)に於て注意してゐる如く、一般的には統一されてゐなかつた様である。例へば「祇園執行日記」によれば、
一、山門事書到來、一向宗堂佛光寺破却事、(同五月廿八日)

八

一、大谷一向宗堂可破却之由山門事書、(同五月廿八日)
一、山シナニ法觀寺トイヒシ一向宗候、(天文元年七月廿八日)
など各所に一向宗の宗名を用ひてあり、「快元僧都記」(群書類從)天文元年七月十七日條にも「奈良興福寺、一向宗一揆蜂起」とあり、又寛正六年に叡山より下された宣言

近世に於ける真宗宗名の一件に就て(宮田)

の中に、

就中號無凝光、建立一宗、勸愚昧之男女、
とて無凝光の宗名を以てし、又「浮土傳燈總系譜」下愚禿親鸞の條には次の如くある。

勸化廣布四遠道俗、如草偃風人稱其流曰一向宗、亦呼謂之本願寺門徒、

或は武州文書(古事類苑宗教部)には、

擬

一、去今兩年一向宗對他宗度々宗師問答出來、自今以後被停止了、既一向宗之絕以來及六十年、由候處、以古之筋目至于探題他宗者公事不可有
際限、造意基也、一人成其就招入他宗者可及罪科事。

一、庚申歲長尾景虎出張依之大坂度々如頼入者越國へ加賀衆就亂入者分國中、一向宗、先規可立旨申届處、彼行一圓無之候誠無由次第候、雖申合上者當國對一向宗不可有異儀之事。

右門徒中へ此趣爲申聞可被存其旨狀如件。

永祿九年丙寅十月二日

阿佐布

などあり、その他「實隆公記」「後法興院記」上巻。「言繼卿記」。(第一)「蔭涼軒日錄」(長享二年)「大乘院寺社雜事記」「多聞院日記」等多くの記録によりて知られる如く、一般

(三)

向宗なる俗稱が用ひられてゐたのである。(究)日本宗教史研究長沼賀海著
かゝる状態故に真宗に於ては宗名統一の必要上遂に幕府に願書を提出するに至つたので、これが本事件の發端となつたのである。

的には種々の名稱が用ひられてゐた。それが徳川時代に至つては益々弘まり「今
の淨土日蓮本願寺宗はいかが。」とか「淨土日蓮一向の宗門」(集義外書卷之九)と云ふが如きのみならず、徳川幕府の公文の上に於ても一向宗となつてゐた。例へば寛延三年四月には、

一向宗改派之儀唯今迄之通公儀ニテ御取上無之筋ニ候、然共寺共改派致候付ては彼是差障候儀も在之候間、其僧一已改派致候儀ハ其通ニ差置寺共改派致候儀は何れ共領主之了簡次第申付候筈ニ候間、爲心得相達候、

宗名に關しては既に蓮師が、開山はこの宗をば淨土真宗とこそ、さだめたまへり、されば一向宗と云ふ名言は、さらに本宗より申さぬなり、と知るべし（〔日十五通〕御文一帖）とて注意されてゐる事は周知の所であるが、兩本願寺より願書を提出した安永三年前頃にも宗名についての俗稱が問題にされてゐたかの如くである。それは安永二年に泉州西派法教寺章達和尚の著した「淨土真宗護國論」の中

御料所之儀も右之趣に准し寺社奉行了簡次第申付候様可被致候。（御觸書寶曆集成）

と寺社奉行へ達令してゐる如きによりて知らせる。更に當時幕府は排異教策として宗門改め寺請制度を設け、其の權を僧侶に與へたのであるが、其の宗門帳には殆ど二

門より會通し、吾宗は諸行を廢して一向專念の儀を立て

午八月

淺草本願寺輪番(署名)

る、故に一向宗と申しても子細はないが、既に諸行の假門を廢して一向專念の真門を立てるが故に眞と云ふので、さればこそ開山は淨土真宗と仰せられたのである。

番より此の趣を直に京都へ傳へた。京都では兩本山示し合せ右願の件は暫く見合せ、在來通りにして追て仰せられる思召を輪番を以て公儀に申入れたのである。(「御宗概一粟」) これは内々に伊賀守が本願寺側に仲入の援授を

士真宗に統一せんとする態度は見られない。然るに翌三年八月本山は西本願寺と共に書を幕府の寺社奉行に差出して今後は宗名を統一して總ての公文書は淨土真宗の名を用ひる様諸藩へ通知せられたいと次の如き願を寺社奉行松平伊賀守忠順(轉免安永四、二、二十五)に提出した。

當宗開山親鸞聖人開宗の砌より、宗名淨土真宗と被定置候處御奉行所並に御領私領御役所に於て淨土真宗とも一向宗とも御取計御座候に付、當宗門末の内にて心得達の輩も有之、御門主歎敷被存候、依之諸國一統淨土真宗と相定候様被致度候、此段御願可申上旨京都より被申越候以上。

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

が淨土宗の呼稱であり、京都四個本山並關東十八檀林其の末々に至るまで一統淨土真宗である。然るに「今般一向宗を淨土真宗と稱し候時者宗名混雜仕、甚相障申候、殊ニ公儀御代々様御宗門ニ御座候處、淨土真宗と申宗名兩宗ニ相唱候時者御先祖様別而東照宮様御宗門ニ被爲御定置候尊慮ニも相障奉恐入候。」と述べ、更に後柏原天皇、

正親町天皇兩帝が知恩院に下された給旨に「真宗總山」とあり、後小松天皇が黒谷金戒光明寺に御下賜の勅額には「淨土真宗最初門」とあり、又後陽成天皇が増上寺へ下し

給ふた勅願所給旨には「須開真宗弘通之玄門」とあり、されば淨土真宗の號は我が淨土宗の稱號であつて他に許す

べきでなく、若し一向宗が強ひて改號する時は「勅命に相障申候」と述べ、又當山に下された元和元年の法度の

條目を守り、祖圓光大師以來受けられた圓頓戒並に宗脈

を相承し淨土真宗の行儀を行つてゐる。然るに斯かる行儀を行はざる他門が淨土真宗の號を稱する時は御條目の

表に相障ると云ふのである（淨土真宗名故障書覺
古事類苑宗教部所載）。一方兩本願寺では九月に諸國の門末中へ淨土真宗の宗名を

唱ふべき廻書を出してゐる（眞宗六）。然し伊賀守は八月轉役し、太田備後守資愛（補職安永四、八、二八
轉免天明元、五、一二）が寺社奉

行となるや、十一月十九日には次の如き旨を増上寺役者に仰渡し、兩本願寺輪番へ通知した。

兩本願寺より被相願候淨土真宗と宗號相唱候儀者於淨

土宗差障候趣先達而松平伊賀守江書付被差出、則右差

障候旨を以兩本願寺輪番江申渡、奉行所に而者一向宗と取扱候古事類苑
宗教部。

「御宗名御爭論記」によれば、其の年霜月遠州掛川城主五萬石太田備後守を始め多くの役人を増上寺に茶湯會に呼んで饗應し今後一向宗とばかり取扱ふとの言質を取つたと述べてあるが、或は増上寺の運動が奏功したものであらうか。とに角増上寺では直に諸國へ觸書を出した。

去年京都從兩本願寺諸國之門徒一統ニ淨土真宗と唱度旨寺社司松平伊賀守殿江願出候ニ付於淨土宗ニ相障候儀之趣無之哉之旨御尋ニ付當正月御會談之上相聞候、於淨土宗差障候趣別紙之通書付を以申上候處、當月十九日於太田備後守殿別紙御書付之通被仰渡候間此段御承知可被成候、尤銘々寫置向後宗門改等之節心得違無之取計可有之候様其旨支配下之寺院江も委御觸可被成候以上。

十一月廿八日

增上寺役者

古事類苑
宗教部

是に於て兩輪番も大いに驚き、十二月十五日には、淺草

輪番唯乘坊、光明寺の名を以て、

當宗本名五百餘年、淨土真宗と唱來り候、尤宸翰にも綸旨にも淨土真宗と御座候、御奉行所も時々淨土真宗と御書出も御座候に付、諸國一統に淨土真宗と本名を唱候様被致度旨、去午年八月松平伊賀守殿江御願被申上置候處、當正月伊賀守殿にて増上寺より故障申出候趣被仰聞候ニ付、急に被申立候も如何敷被存、追而御願も可申上旨、書付を以て御届被申上候處、御聞濟之御事に御座候、然に増上寺より別紙之通支配下江相觸候様風聞御座候、則十一月十九日御奉行所ニ而も一向宗と御取扱御座候段御書付を以被仰渡候様ニ相見へ申候、併輪番江ハ何之御沙汰も無御座候、且又是迄之通御取扱可被下旨御聞濟之上は増上寺へ改て御書付御渡可有御座御事共不奉存候、別而御府内之儀者年來淨土真宗と相認候を此節宗門御改人別帳或は宗旨證文ニも爲認候風聞承傳、當山門末共追々申出、難澁仕候、若御書付御渡之御事ニ御座候者御門主ニ於而も甚迷惑に可被存候、仍而此段奉窺候以上。(古事類苑)

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

と云ふ如き窺書を出してゐるが、更に又備後守の所へは度々行き同役土岐美濃守(補職(明和元六、二一八))にも取入して事情を述べた。其の後美濃守が東西輪番四人を呼出し、今度の事は増上寺よりの故障もあるから、「先づ在来之通り相成候は、申分有之間敷、淨土真宗一名にとの御願は又時節も候べし、如何所存か承度」との御尋で、四人答ふるに、「先達而伊賀守へは右の御願は見合すから在來通りに成置く旨申入れたが、門末は御門主から如何なる御願を申上たか一向存ぜない處へ、淨土宗より觸書が出た故今更在來通りとの仰は諸國門末が聞き入れぬ」との旨を述べた(御宗名大概)。又京都では知恩院より同様の觸書を出したので門末より本山へ申出する者も多く、そこで本山では十二月二條役所へ口上書を提出した。即ち使僧實信坊を以て、當山の宗名は祖師開宗以來淨土真宗である處、公儀に於ては淨土真宗或は一向宗と取扱つてゐる故諸國に於ても之にならつてゐるので、去る午年寺社奉行松平伊賀守へ書付を以て淨土真宗に一統されん事を願出た。其の後増上寺より故障之儀あり宗名の事は

暫く見合はず旨江戸輪番より申入れた。然るに太田備後守より今後一向宗と取扱ふ旨申出され知恩院にても、かく觸書を出すに至つた。之は甚だ迷惑の至りであるから宗名の儀は是迄通りに知恩院へ奉行所より御沙汰下す様に致され度、との書付を出した。更に寺社奉行へは故障の反駁書と唯乗寺光明寺兩輪番よりの口達書を以て太田備後守に出すに至つた。即ち之は理綱院龜陵師の作文によるものであるが、十二項目に分けて淨土宗の故障に對して反駁し最後に、

右増上寺の故障有之旨、理不盡成書付差上候ニ付、當

山之宗名之儀ハ古今公私共ニ淨土真宗ト稱來リ候譯合上來申上候通ニ御座候、當山の他之宗派之宗名之儀を貧著仕候儀ニテハ無御座候、祖師已來稱シ來候宗名ニテ御座候、彼宗義ハ是迄惣名ヲ以公儀御役所ニモ淨土宗ト書上來リ、當山之儀ハ以其名稱シ來リ公私共顯然明白ニテ兩宗混雜仕候儀會而以無御座候、當山之祖師所立之宗名ニ御座候故震翰ヲ以淨土真宗ト被遊、綸旨

田高ニハ惣名ヲ以淨土宗ト御座候、依之公私儀御觸書

御尋書御免狀ニモ數度淨土真宗ト御書出御座候、於御役所御請書差上候節、是迄淨土宗誰、淨土真宗誰ト印形仕、指上相濟來候儀明白之事ニ御座候、然處彼宗ニテ當山ヲ一向宗ト稱シ淨土真宗之宗號ハ却テ淨土宗ニ限リ候宗名ニテ當山祖師一流之宗名ニテ無之様書顯候ハ震翰綸旨並公儀御役所御書出之趣ニモ相背恐多キ御儀ニ奉存候、當山之義祖師所立之宗名淨土真宗タル義顯然ニ御座候得ハ別ニ宗派之稱號此已後改テ稱シテ申ス譯合會而無御座義ニ奉存候已上。

と述べ、又之と同時に當宗を淨土真宗と唱へ候例證を提出した。即ち先づ龜山院の下されたと云ふ本願寺勅號の綸旨を始めとして各地諸寺院の什物等にある奥書、銘或は文中に顯はれた淨土真宗なる例證約十件、次に寺社奉行よりの公文書等に現はれた淨土真宗の例證約十八件更に宗祖著述の聖教の例證をあけて、最後に次の如くある
(以上「宗名往」による)

上件之通、例證明白、五百年來唱來候淨土真宗之宗號御座候處、於公儀御奉行所、向後一向宗ト御取扱御座

候而者、東照宮様東本願寺御取建之御神慮如何可被爲在御座哉奉恐入候、幾重ニモ於公儀御奉行所、淨土真宗ト御取扱被下候様ニ御門主御願被申上候已上。

安永四年未閏十二月

淺草本願寺輪番

唯乘坊
光明寺

他山に於ても同様の行動を取つた。先づ西本願寺よりの故障彈文の要旨を見るに始めには、

凡宗名ト申ハ宗々之祖師自志ス所之經說ニ付尙其の義理を考定候而宗名を立而候事諸宗之通例ニ候當宗之本名ハ祖師親鸞聖人開宗之砌淨土真宗と相定被置候以來五百有餘年相續致稱來(云々)。

と書き出して今般の願書を提出した理由を述べて辯駁に入つてゐる。第一に故障書に於ては今回の願を以て一向宗の名を改めて淨土真宗と稱し度との願の様に取つてゐるが、決して改號に非ず、本宗は開山聖人以來淨土真宗で一向宗ではない、當宗を一向宗と稱する事は祖師を始め一宗古今の書籍に相見えず、然るに當宗の本名の様に

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

申立、本據をも相糺さず今般新に淨土真宗と改度願の趣に書いてある事は理不盡の致方であるとて、當宗の本名は淨土真宗なる事を證してゐる。第二に淨土真宗の四字連續の宗名は親鸞聖人を最初とする事を述べ、第三には宗名混雜の難に對し、當宗も彼宗も元來圓光大師の法流を相承して宗旨を弘通してきたので淨土宗、淨土真宗の兩名は別に勝劣の異ではなく、故に互に相通する所もあるが、然し彼宗は淨土宗と稱し來り我宗は淨土真宗と稱し來つたもので、從來兩宗の簡別は明白である。されば今回淨土真宗の本名に統一したとしても何ら兩名混雜すべきものではない。第四には東照宮様治世以來も淨土真宗と稱し奉行所にても、斯く取扱つてゐるから、東照宮様の尊慮に障るとの難は當らぬ事を述べ、第五第六には勅命に相障るとの故障に對して祖師親鸞聖人自唱の本據明白であり、殊に龜山院、後醍醐天皇の勅命を蒙つてゐる以上決して障りとはなる事あるまじく又増上寺へ下された綸旨に「須開真宗淨土玄門」とあるを以て淨土真宗の號は淨土宗の稱號に紛れ無しとするが、眞宗と申すは佛法

の通稱で此の言を直に淨土真宗の證明とする事は出來難いと述べてゐる。第七、第八には御條目或は公儀禁制に相障るとの故障に對して辯じて最後に、

上件之趣ニ候得バ當宗も申立候ニ而故障之筋合相答可申儀ニ候得共諍論ヶ間敷相成御奉行所御苦勞之程も如何と奉存候故願見合罷在候、乍去宗名之儀者一宗肝要ニ候へ者追々申立儀御座候ニ付、夫迄者先宗名之儀在來之通御取計被成置可^レ被^レ下旨當末三月七日御奉行所江書付差出御聞濟之御事ニ御座候以上。(古事類苑)

と云ふのであるが、右は築地本願寺輪番慶證寺、戒忍寺より提出したものである。次に高田派では安永五年申正月專修寺御門跡觸頭澄泉寺、稱念寺、唯念寺の署名にて口上書及例證譯合書を奉行所に出し、又安永五年申二月には佛光寺御門跡觸頭下谷西徳寺より同じく口上書と例證書を出して辯駁する所があつた(宗名往復錄)。以來彼我の反駁諍論愈々盛んになつた様である。

(四)

安永五年正月十六日には東西輪番相談の下に築地輪番

慶證寺、戒忍寺、淺草輪番唯乘寺、光明寺の四人各々土岐美濃守へ口上書を出してゐる(「宗名問答」集記所收)。同年申五月には重ねて淺草輪番署名で宗名譯合書を奉行所に出した。内容は先に出した譯合書と殆ど同様であるが、とにかく宗名の儀は一宗の興廢にも成る程の重大事であるから願意通りに御取扱下さる様にと述べて之を使僧を以て七奉行に出した。即ち五月六日太田備後守、土岐美濃守、牧野越中守の三家へ光明寺持參、同七日には松平右近將監へ實信坊持參、同日に寺社奉行戸田因幡守へ光明寺持參、同八日に御側役稻葉越中守へ光明寺持參、同九日には主殿守へ光明寺持參した(宗名往復錄)。同年八月廿八日には更に築地輪番慶證寺より書を提出した。その趣は大體前述の西本願寺よりの故障書彈文と同旨であるが、最後に次の三ヶ條を載せてある(「宗名事件築地輪番書上」による)。

増上寺江御尋之三ヶ條

一、淨土真宗之名曰圓光大師之釋義には何之書に出たる哉。

二、圓光大師淨土真宗と名乗給ふに何之時代より省き

たる哉。

三、親鸞聖人之開き給ふ宗名何之年代より一向宗と云來れる哉。

是と同時に淨土宗側からも盛んに、當宗よりの彈文に對して再び辯破する様になつた。例へば安永五年十二月には淨土宗徒が増上寺大僧正靈應に對して「宗名一件大衆上書」(又は淨土宗宗)を出してゐるが、その趣旨は大要次の如くである。即ち「一宗闡衆誠恐頓首言。夫戒者卻惡先陳、護法前馳。」と筆を始めて戒の尊重すべきを説き而して圓光大師の持戒の嚴急なるを示し、遂に親鸞教徒の肉食持妻を難じて「釋迦法中蓋未之有也」と云ひ、更に、然彼徒穢行不省私狂僭號眞宗魚目之濫王雖至愚其可歎乎今也寬仁刑措之化天綱恢々綱漏々吞舟之魚則彼徒苟免罪戾實爲天倅也而亦狃於售讒更告訴於官請公稱其僭號。

と述べて以下彈文の辯破に入つてゐる。先づ淨土真宗の稱は親鸞聖人を以て最初とすると云ふに對して、甚哉彼徒之覬覦非望也蓋親鸞剝々蘊吾經論祖釋ハ而盜私儀諱ニ

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

惑愚俗違犯佛制叨廁釋門背馳祖範僞稱師承也
自衒賣僭號淨土眞宗或僞稱大師密傳皆是覆剽襲跡
鬻僞質物之姦計耳。と述べてあるが、その筆法が窺ひ得られよう。かくて「吾眞宗得名者所由來久矣」とて其の出據をあけて是を證明せんとし、而も「眞」の意味を釋して「蓋稱眞者所下以昭合經論精當祖釋而無少有毫釐出入者也」となし、「然今檢覈鸞所立私意臆斷錯會經論祖釋恣作奉合附會之說無有毛髮與吾祖面目相似者」。(中略)皆是無據妄說私自僭號眞宗愈失其眞者也今略舉緊要數條對辨邪正。と稱して次の五ヶ條を以て辨じてゐる。

- 第一、辨一念邪義
- 第二、辨三心邪義
- 第三、辨兩無邪解
- 第四、辨廻向邪解
- 第五、辨三經方便真實顯彰隱匿邪義

右の如き論法を以て親鸞の所立を附會の説となし、從つ

て其の立てる所の宗名も偽稱となし、我宗こそ淨土真宗なりと主張するのである。かくて最後に、

夫名也者國家人治之大者也、可無慎乎、故曰名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、

禮樂不興則刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足、名之所係如斯其大矣、是故君子在位必正名、今也昇平之運聖主在上、明比日月、德合天地、老成在位、

賢明當路有司奉職百官恭已、威嚴明斷、治平政清、古所謂所不義赦、邪佞寧有四海富、不爲者蓋謂此時也方今貌座著德尊高行解雙照、膺受榮寵、位大僧正職統宗綱、光啓法儀、而當彼徒有僭號之訟、爲法慨憤至忘身命、吾儕衆人恭廁門下、恭潤宗流、

竊奉三國恩常弛負擔、當於斯時、安得寧處廣聽遠視、破邪顯正、有可點錄、不敢不具狀以聞、貌座察闔衆之微志、伏願陳上諸縣官、聖人好察、諭言、君子不棄芻蕘、仍叨子嚴布腹心、安永五年十二月淨土門正統闔衆誠恐稽首上書貫主緣山大僧正貌座下。

と記してゐる。斯くの如く淨土宗側からの難破は盛んに

行はれたものらしく、同じく安永の頃、三縁山單靈の作となりと主張するのである。かくて最後に、

傳ふる「鸞徒顯偽辨」（古事類苑宗教）と云ふ駿書がある。

その中には眞宗よりなしたる彈文に對する辨破が記されてゐるが、その内容は大同小異である。又その頃、「一向宗復答書と返破」と題せる書を始め、小冊の駿書が流布されたらしい。されば此等の流布の説に對して、安永五年十二月淺草輪番より譯合書を細述して奉行所に提出するに至つた（宗名問答集記）。又慶證寺玄智師も築地省所に於て「淨土宗名顯眞辨」（安永六、三）一卷を述べて奉行所に出している。以上は一、二の例に過ぎないが、かくの如き宗名論争は弘く行はれていた事と思はれる。

(五)

彼我の宗名論争相繼いで互に下らない間に、實際上の問題が起つた。即ち安永五年の宗旨改めが行はれるに當つて理論上の問題が事實上の問題として幕府の態度が定められねばならなかつた。そこで寺社奉行土岐美濃守より前以て増上寺役者に對して、宗門改の節諸宗末々の寺院の宗名肩書の事は當年は兩本願寺より宗名願中なる故

凡て願事吟味中は何事も在來通りにするのが常格であるから兩本願寺佛光寺專修寺末等淨土真宗或は一向宗の肩書を以て滯りなく宗判する様に申渡した。然るに淨土宗では承知せず、五年申二月増上寺役者より寺社奉行へ、從來通りにせよとの仰渡は承知出来難い、何故ならば既に太田備後守より御奉行所に於ては今後一向宗と取扱ふと仰渡された以上何方にも一向宗と稱し、諸國一統奉行所の取扱ふ宗號を準繩とすべきと存する。されば宗判に於ても奉行所取扱の宗號を以てすべきだと存する。然らざれば、自分達の淨土宗は僞宗となり、東照宮様の神慮に相障る故今年は一向宗の名を以て宗判する様に致しどう、此の段御賢察の程幾重にも願ひ奉ると云ふ旨を申出た。又淨土宗末寺より増上寺役者に對して「(前略)宗判印形之儀彼宗ニテ淨土真宗と相認候而者假令如何様之蒙御咎候共御受仕候所存決而無御座候此段被爲聞召分、何分宜敷被御譯、宗門瑕璉ニ不相成候様ニ幾重ニモ奉願上候已上」と書付を差出してくる。更に又十八檀林よりも奉行所へ次の如き願書を提出した。

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

宗判之儀ニ付増上寺役者より書付を以て仰渡候趣檀林一統可致評議旨、増上寺方丈被申ニ付、江戸檀林増上寺江罷越致評議則増上寺役者より評議決着之趣書付差出候、右一件者最初彼宗より淨土真宗ト宗號相唱度旨願出候節十八檀林一統會議之上、右淨土真宗ト相唱度旨者於當宗差障り候趣、御奉行所に申上候儀ニ御座候得者、宗判之砌淨土真宗ニ混雜之宗名有之候而者、右差障り候趣を離候儀ニ者無之候哉依之増上寺役者より指出候書付之通御聞届被成下、從今年、於他門、宗判之砌、肩書ニ此方宗名淨土真宗を不相認候様、以御威光被仰付被下度檀林一同奉願上候已上。

申二月

檀林惣代

傳道院

幡隨院

靈山寺

靈岸寺

其の後寺社奉行よりは何の沙汰もないでの、増上寺では老中松平右京大夫に直談するに至つた。其の爲めか二月廿八日になつて寺社奉行より増上寺へ次の如く達しがあ

つた。

増上寺御宗門之儀ニ付同號他ニ有之候而者不相成儀尤ニ候併當年宗判之儀者指掛リ御政事ニ相障候間去年去々年之通り當年之處者印形無滯可致候、尤宗名混雜之儀ハ追而吟味之上可被仰出候間方丈答書、日光御社參後早々可差出候已上。

是に於て増上寺でも一先づ此の旨を承知して當年の處は滞りなく宗判致す事に決し其の旨三月五日に配下に觸書を出し、此の一件は終つたのである（以上「宗名往復錄」）。

ところが其の年十二月には公儀より仰渡ありて其の趣を翌六年正月五日になつて淺草へ寺社奉行牧野越中守貞長（補職（明和元、八、二六））より、

諸國宗門改帳之義當年迄ハ諸宗一帳ニ相認指出候得

共、右來酉ノハ一宗限リ一冊宛ニ致シ右宗號其外認方新規之儀不致、是迄之通り無相違様ニ相認可指出候、右之趣御領ハ御代官、私領ハ領主地頭ノ相觸尙又御代官地頭主ニテモ入念可相改候以上。（宗名往復錄）

とある如く諸宗に對して宗名其の外認方新規の儀なき様

相認可差出之旨御觸書を渡され、更に東西兩輪番へは宗名願については一先づ引きあける様に仰渡された。そこで牧野家へ出て寺社役本橋六右衛門と面會したが、從來一向宗と書いてきた故淨土真宗とは改める事は出來ぬ、一向宗では承知出來ねば當派の寺請狀肩書には宗號無しとすべき旨を申されたと云ふ。更に翌安永六年三月には京都町奉行赤井越前守忠晶（安永三年三月廿日京都町）から東西本願寺へ淨土真宗と稱する時は餘の淨土宗は假宗と申儀に當るではないかとの尋問あり、兩本山では直に御答書を提出した。然るに同六月廿六日には二條奉行所より在來通り宗號認む可き觸があつたにもかゝらず、七月に至つて「右宗號之儀に付當時御吟味中之事に候へば是は追て淨土真宗と相認候分も右御吟味中は淨土真宗と相認候儀は差控可申候。」との御觸が出た（「御宗名大概記」）。のみならず當時淨土宗の寺院に淨土真宗の額を打ち立てるもの多く出でたと云ふ。即ち「宗名問答集記」や「淨土御宗名顯眞辨」によれば、

殊彼宗鎌倉光明寺ニハ去申年（五年）新額作リ淨土真宗

ト云字ヲカヘ増上寺ニ深川親和ヲタノミ當方丈ノ書シ

(六)

分ニテ淨土真宗ト云フ額ヲ彫ラセ小塙原ノ寺々ニハ門
前ニ淨土真宗トイヘル標札建候ヨシ、昔ヨリ淨土真宗
ナラバ何事ニカヤウ新ニ看板ヲコシラヘサワギ候ヤ。

と述べてをり、又「御宗名御爭論記」には、一夜の中に十
八檀林は淨土真宗の額を打ち立てたとあるから想像し得
られる。加ふるに末寺門徒の不安の聲甚だしく、安永六
年酉六月には、五畿内其の外諸國の門末一同より、宗名
の事は重大であり若し現在の有様であつたなら諸國一同
一向宗と稱する様になり御宗門破滅の基であると断じ、

江戸に下つたのである。出府するや御府内にて高田派の
開帳札表の宗號削去する様に奉行所から仰せなどあるを
聞いて慧琳師も「何とも不安心に奉存候へば西丸へ申込」
（「御一件掛り補忘記」粟津藏書）云々とありて愈々宗名の事に活動し出し
たのであつた。即ち、

工藤周廣も九月初より霜月迄書付之調べ斗致公用人迄
出不申趣にて神田橋は手入れも無御座候に付霜月中旬
丸屋五右衛門御門徒之儀右罷出神田橋へ委細申進候様
に相談致、一（申略）一同廿一日日本橋邊兩人忍び罷出面
談致宗名願之次第書並宗名譯合巨細書相渡し表向にて
（宗名往復錄）。内外の事情是の如くであるので遂に同六年
八月本山よりは栗津日向守が、又西本願寺よりは下間少
進法印が江戸表へ出府するに至り（眞宗六派年契）更に九月頃に
は東派の理綱院慧琳師を下して宗名掛の事にあたらしめ
る事になつた。

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て（宮田）

二へ頼みこんだが、此の人は元來築地門徒であるが増上寺にたのみこまれ縁山方に傾いてゐる様で當方の申立を取りもつてくれる様子もなかつた。それは栗津日向守より慧琳師にあてた書狀によりて想像出来る。

兼而御内談之一物篤と御寫譯合書附、三浦江御指出候處、一分之了簡にて者無之、御主人御一讀之様と相聞江其月五日に申候者貴家にては無類之重寶に候得者御名斗有之御判無之候ては相手方に是を證據として急度押立不被申物に候御勘辨も被成候様と申候て戻し候由、道理の義不及是非御殘念之旨御同意被存候。略下(安永十二月狀)栗津書)

とあるが、之は栗津日向守が在府中、慧琳師と右一物(淨真宗の銘)を證據として差出す事を談じ合つてゐたもので、それが日向守歸京後、慧琳師より三浦庄二に出したが、成功せなかつたとの通知が來たので、其の返事として日向守が師に書いたものであらう。然るに其の後次第に親切な態度となつてきた。當方よりも御音物などを進め、追々入魂の間となり、其の口添で寺社奉行土岐美濃

守の家老廣瀬氏の子息新五右衛門と面談して道理を申し込み、更に其の内縁の關係にある人をたよりに大奥へも手をのばして老中板倉佐渡守勝清へ御口添へ下される様に願つた。或は又老中松平右京大夫輝高の家司宮部孫八と門徒荒川太郎右門が懇意なるにより荒川方にて宮部孫八と慧琳師が面談した事もあつた。或時は大奥の醫師千賀道隆へ坂倉助衛門より儒者室田選齋と云ふ者を以て頼み、坂倉方へ兩度招き師も選齋と共に來宅し道隆へ難澁の趣を申し述べて大奥へ取り次ぎを頼みこんだりした(御一件掛り補忘記)。右の如き一例によりても慧琳師の活動がしのばれる。栗津日向守の書狀(安永廿七年十一月)

去る七日之御狀致拜見候先以て貴様にも流行之風邪にて始終御出動候而も:(略)然者御一件無御出斷井上、三浦江御歎御申入候へ共其中御出候様子等も相見江不申、一刻も早く相濟候様被成度御心配之程致遠察候。

とあるは其の間の事情を示して餘りある。されど幕府方の言分は「相手方有之候儀に候得者急には片付申間じく

候。」と云ふのであり、結極「公邊之儀確と手に握り候には不被申。云々」(御一件掛)と云ふ様なわけであつたから、しきりに催促に出かけてゐる。然るに西本願寺の方では御一件に關しては次第にさしひかへる様な風が見えた。

佛乘坊築地輪番へ委細申談候所隨分尤に御座候一月に

一兩度に不限三四度づゝも御催促申候て可宣旨、當方

よりは輪番罷出、土岐殿へ御催促之御伺申、築地よりは二月廿四日より九十日に及候へ其御伺にも出不申捨置候に付御當方計表面御奉行所へ節々御催促御伺も難申上指控へ居申候。(御一件掛)

とか、「築地方一向かまひ不申」(同上)とか、或は又粟津日向守の書狀に「築地も願成寺加番に罷下」(中略)・願成寺ハ御一件願下ケも致度内沙汰之趣等承候」とある事などによりて想像される。尙粟津日向守の書狀(安永八年六月四日)に、御如在も無之義之事に候へ共、一日もはやく答の御沙汰御座候様に致度長引候内に者色々々取沙汰風評間違筋も出可申哉……(中略)致心痛候事而已に御座候。

近世に於ける真宗宗名の一件に就て(宮田)

あるが、宗名一件が仲々解決せず長引いてゐる間に京都方面で種々取沙汰風聞が行はれたものであらう。又間違筋とあるが、實際慧琳師と淺草の輪番等との間に宗名問題に關して意見の相違を來たしたと思はれる事がある。慧琳師の意見に就いては十一月廿三日(安永八年)福乘寺隨慧にあてた師の書狀(栗津)によりて推察し得られる。慧琳師の意見に就いては十一月廿三日(安永八年)福乘寺隨慧にあてた師の書狀(栗津)によりて推察し得られる。

問題に關して意見の相違を來たしたと思はれる事がある。慧琳師の意見に就いては十一月廿三日(安永八年)福乘寺隨慧にあてた師の書狀(栗津)によりて推察し得られる。

御一件唯今之通にて仕來通と御書付を以被仰付候時は淨土真宗之宗號御當方之宗號に者相成候へ共、奉行所に而者一向宗と取扱候旨緣山江御書付渡り居り候へ者此後御奉行所にて者一向宗と斗御書出し可有之、若淨土真宗と御書出し被成候ハ、緣山も右之御書付を以可申出事に奉存候、是迄公儀御取扱之御居リハ一向宗にて寶曆明和之頃より御當方之書出しに乘し御觸書並御召出等にも淨土真宗とも書出し候と被仰譯書紛はしく被成候へ者此節をしのばし申候は、此後者御奉行所にて者淨土真宗之御宗名御書出し者永相止可申事に奉存候、奥御祐筆衆も仕來通に相成候とも此後も淨土真宗

とも御書出し可有之由、唯乘坊被申候へ共縁山へ御書付渡り居り申候へ者一同承知難致事に御座候、尤諸國淨土真宗と稱し來候所者淨土真宗と稱し一向宗と取扱來候所者一向宗と稱し候様に仕來通と被仰付隨分其通り動き不申様に相成候而も折角御願被爲在候所詮少も相立不申剩へ領主地頭方へいか様に被仰入候とも一向宗と稱し來候所者永相改申間敷候領主地頭方により淨土宗より被頼込候而者は迄浮土真宗と取扱候へ共公儀御奉行所之通に一向宗と取扱可申と申出候所も可有之追々難慈可有之儀に奉存候、右之通相考候而者仕來通と相成候ては御願者一分も相立不申淨土真宗之御宗號を他山へ奪はれ申斗に御座候。

と述べてある如く、仕來り通りとの説には反対の態度を取つてゐる。而して更に續けて「兩名御取扱と御書付申候而之譯合」として、以下長文であるが、淨土真宗、一向宗と兩名御取扱の方が勝てるとの意見を述べてある。即ち元來今度の御願は淨土真宗一名御取扱の御願で兩名の申立てではない。本來當山の御宗號につ

いては申すまでもない事だが、公儀に於て世俗の稱號を用ひたりしてゐるから淨土宗より非理の故障が出で遂には御吟味中は淨土真宗とは相認める事をさしひかへよと觸書まで出たのである。而も先に奉行所にては一向宗と取扱ふ旨淨土宗側に申入れてあり、又公儀奉行所より一度仰せ出された事は仲々變更せざる趣であり、加之非理の故障とは申しながら御菩提所の面目をも立てねばならず、と云つた關係上公儀では淨土真宗一名御取扱には勿論ならぬだらう。だからと言つて仕來り通りとすれば奉行所では一向宗と取扱ふと云ふのであるから、一般も是に従ふは道理であり、自然淨土真宗の名は取除かれる結果となる。されば從來通りとの御願には反対であり、と云つて一名のみの御願では仲々御沙汰は得られないし、又このまま打ちすて、置くわけにも行かず、而も當時多人數の在府仰付られて過分の費用もかかるから、此の際御本號にも、きずがつかず公儀にても押晴れ御取扱下さる様に淨土真宗、一向宗の兩名御願ひしたら如何かと思ふ。一向宗と云ふ名があくまで取れぬは殘念だが、

今までは淨土真宗とは取扱ふ事をさしひかへると云ふ觸

であるから、兩名御取扱下されば淨土真宗の名は公然と

用ひられる事になり、而も當宗は一向宗ではなく淨土真宗なる證據は既に多く提出してあるから奉行所でも次第に淨土真宗と取扱ふ様にもなるであらうし、從つて其の時節を見はからつて再び一名の御願ひを申したならばよからうと考へてゐるが、公儀の御沙汰ではこの兩名の仰せつけられる時節さへも、はかり難く實に困窮してゐる

と述べて、最後に、

貴様へも右之趣を申置候而も左様なれば結構とも御申聞も無御座、南林坊者差別歎然と相立候様に懸案に存候へとも仕來通に落し込候申方にて御願立之通二名に者相成不申勢に候へ者張合も精力も盡果申候、當御所様御代之御瑕疪に不被爲成且又御一宗之御恥辱に不相成様に懇意に及だけ相勵見申候へ共公達之御沙汰者不及力、貴師さへも御不納得之趣に御座候て者三年來日夜之助勞致候甲斐も無之事に奉存候但聊も佛祖之御照覽奉仰候而已に御座候以上。

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

十一月廿三日

惠琳

福乘寺様

とありて慧琳師の心中察するに餘りあるが、併し師の意見には隨慧も賛成してゐない様だし、又「法幢、唯乘之故障氣之毒之至に存候吳々御工夫可被成候」(栗津日向守書宛た)とあるから輪番からも反対されたと考へられる。又栗津日向守も師の意見に對しては面白からざる態度である。即ち、

先月十五日書福乘寺江御申越之御一件之儀早速拙者へも致内見吳様にとの事にて致熟讀少々勘辨も申談先月御所江も指上候に御座候。(栗津日向守より)

とか或はとかく尊慮の様に致し度存じてゐるとか、又は、去る十八日之御狀致拜見候(略);併此度組頭々指出候書附之趣承候處兩名之鳴之義者貴様にも如何御心得候哉先達而在府中御相談申候通速に取戻し相濟候段及言上事濟候義に候得者此度組頭々之書附之内兩名之所一往御差伺も可被成處其義も之無様に相見江候夫とも一統る差登す義に候得者其義も難成譯合も候ハバ貴

様御一分取戻し相濟候趣急度可被申上事に候處其儀も無之候に付御不審に候(中略)：彼是間、潭相重候而ハ是迄御心情之事共若相消候而著御願に對し甚だ殘念之至

に御座候間右貴様御返答者甚大切至極之所と存候、乍勿論御油斷者有之間敷候得共能々御勘考專一に存候、何とぞ御安心被遊候様致度御事に候彼是御心置之程者察入存候。（以下略）（同上）

とあるによりて知られる。而して此の兩名御願問題をめぐりて輪番の蟄居事件が起つたのではあるまいかと思はれる事件があつたらしい。それは日向守の書狀中に、

法幢房今般御咎被仰出定めて御承知御驚可被成と察入存候(中略)：氣之毒に存候誠無據譯合と者乍申當春之所着用二合憾之段殘念之至存候。

或は又、

色衣之一件貴様にも彼是御心置と致遠察候尤無余儀趣故着用とハ乍申去冬御下知之趣にては當年中に者御勘辨も可爲附候處當春之所見合無之候故不都合に相成殘念に存候併又思召も可被爲有之御事も候へハ何分重儀

と相心得急度恐入候體勿論之事に候旨此段御心係御座候様にと存候拵々卽現寺歸府以來間遠之狀等出來致し氣之毒に候。

とあるが、此れによりて色衣一件なるものがあつて輪番が御咎めを受けた事があつたのは事實と思はれる。然るに次の法幢坊より差出した書狀(文治九年十一月附栗津藏書)によると、

(前略) 安永之末佛乘坊出府被仰付候砌兩名乘と申事を相伺御當方にも淨土真宗、知恩院、増上寺も淨土真宗、右之通にて相片付候様内外役筋可及入魂哉之窺有之候處一切尊慮に不被爲叶、たとひ萬々年相かゝり候共淨土真宗之一名に御取扱之儀一途に御願被致度尊惠之由被仰出候趣に奉敬承候、然處天明元年之頃大奥より沼家江淨土真宗一向宗兩名御取扱に相成候様之書付差出候趣相聞以之外被爲警嚴敷神下知有之候而右兩所より書付取房し候様被仰出候、其時之輪番法幢坊永蟄居加番即現寺蟄居被仰付候ハ表向ハ色衣一件、内實ハ佛乘坊代りと申儀に承傳罷在候。

とあるが、併尙研究を要する所である。

色衣之一件貴様にも彼是御心置と致遠察候尤無余儀趣故着用とハ乍申去冬御下知之趣にては當年中に者御勘辨も可爲附候處當春之所見合無之候故不都合に相成殘念に存候併又思召も可被爲有之御事も候へハ何分重儀

右の如く慧琳師は出府以來宗名掛として長年種々の方
面に奔走運動をなし、其の勞苦は察すべきであるが問題
の解決は意の如くならなかつた。のみならず京都では學
寮の講釋にも講師がをらす、講義は殆ど開轍院隨慧がつ
とめ、嗣講擬講許りで夏安居をつとめた事があつた程で、
御宗（淨土真宗）學寮の都合もあしき爲めか慧琳師に對し
て上京を求めた事もあつたらしく、而も師は宗名掛とし
て在府すべき關係にあり、其の間の事情は次の慧琳師が
栗津日向守に宛てた書狀によりて明かである。

就て御學寮記者共對人に付拙存心之程御尋被爲在候之
旨奉畏、今般因春之通申上候縕此節に上京被仰付候而
も江戸細門末御一件之御首尾合に掛る候様に相驚搔立
候ハ必走之御座候、京ニ始諸國共同様可有之、右之譯
を以再往御伺不申上候而ハ早速上京ハ相成不申趣に御
座長遠ニシテ藏坊ノ西福寺法幢之了簡も承合御内々被
申上御同列様へと被仰達候故に御座候哉御召之御沙
汰御座、拙存心之程申上候様もと被仰付早速存心之
通以書帖申上候行學寮を聞講兩人迄沒故仕、御無人に

近世に於ける真宗宗名の一件に就て（當田）

右の如く慧琳師は出府以來宗名掛として長年種々の方
面に奔走運動をなし、其の勞苦は察すべきであるが問題
の解決は意の如くならなかつた。のみならず京都では學
寮の講釋にも講師がをらす、講義は殆ど開轍院隨慧がつ
とめ、嗣講擬講許りで夏安居をつとめた事があつた程で、
御宗（淨土真宗）學寮の都合もあしき爲めか慧琳師に對し
て上京を求めた事もあつたらしく、而も師は宗名掛とし
て在府すべき關係にあり、其の間の事情は次の慧琳師が
栗津日向守に宛てた書狀によりて明かである。

又「御二件掛り補忘記」によれば、
(前)歸京仕候様に被仰付被登申候段々三浦、井上等も
入魂致必至に相歎候而さへも増上寺申込候趣に指支申
候哉御沙汰御延引に御座候上に此方よりおこたり御催
促も不申上候而者公邊にては御答方被成申儀無之又々
頗に申立候節迄ハ御捨置に相成可申被存候、月日相隔
申候而ハ前方に致置候入魂も皆わすれ候様に相成用立
不申者江戸、表之、土、風に御座候由此段は京都とは大に違
申様に被存候、是迄過分之御用費を掛け入魂も相成候
様に成り出候所中絶仕り候體に相成候而者此後之入魂
ハ又々事新に致候様相成御用御斗にて無之彌歲月も相
延可申儀氣之毒に被存候先唯今迄之姿にて御見合可被
爲置哉又進退之致方早速にも御下知可被仰付哉此所御
勸考被爲在候様に仕度被存候。

とありて慧琳師の立場がよく推察し得られる。尙「江戸出立前佛乘坊より之指出候書付」(栗津)によれば、改めて御内達にても蒙つて再び働いて見たいから一日も早く御指揮を願ふ意味を最後に述べてゐるが、併し天明二年には福乘寺嗣講隨慧(贈講師、謚開轍院)も寂し、又栗津日向守も歸京以來病氣であつたが同三年二月廿九日に入滅したので(栗津日記)、遂に師も同年頃歸京の止むなきに至つたものであらう。

(七)

其の後江戸に於ては天明六年に至り宗名掛に對する取調べ事件が起つてゐる。即ち同年寢明寺即是房宗名掛として在府中寺社奉行阿部備中守正倫(轉免^{安永六、九、一五})内元寺社役太田藤藏へ徳本寺頓朗(頓藏とも云ふ)と親縁の手筋(太田藤藏の娘)あるを以て、淨土真宗又は一向宗とも兩名御取扱之儀申入れ、然る可き旨内談決着したので、寢明寺は五月頃老中牧野越中守の公用人本橋六右衛門へも内談に及び、御宗名一件の儀は所詮御門主様御願通りの御沙汰は困難であらうから中通りの御沙汰に相成る様

に越中守様へ可然様御取次下さる様に申出た。然るに本橋は當方の趣意をよく領解してゐる人で、甚だ不思議に思ひ兩輪番に尋ねた所是は輪番には相談なき事とて、兩輪番より直に越中守へは此の趣披露せぬ様に願ひ、又徳本寺及太田藤藏には役外或は退役の身分で、斯かる事に關係するは不都合であるとし、又即是房は御門主の願意に叶はざる御願をなしたとて上京を命ぜられ取調仰付かつた(御一件掛)。即ち、
(り補忘記)。

寢明寺急御召上京之路次御附人諏訪町屋敷に被召置藤井建次與大石惣負、法順坊等を以御調被仰付候(御宗名付法^{幢坊より差出候}書付)(栗津藏書)

とあるは其の時の事であらう。

其の後天明八年正月晦日には京都に大火あり、東本願寺も諸堂並びに學寮等凡て類焼の難に遭つた。今「慶弘紀聞」及「續德川實紀」の記事を示せば次の如くである。

八年正月晦日昧爽建仁寺前園栗里失火會大風盤轉、火漲京城、寅時延燒皇宮、上皇官、及二條牙營、帝奉三神器、避之于下鴨、即夜幸聖護院、爲行宮、上皇幸

昭高院二郡山淀膳所篠山龜山高櫻諸藩以レ備ニ京師非常
皆馳上而龜山松平信道先至奏請陪ニ從願鑿ニ及レ至ニ聖
護ニ勅准ニ四位侍從ニ行ニ所司代事ニ外衛幕燈皆利號時盛
稱ニ其錢警ニ尋賞、轉ニ寺社奉行ニ是災也、東自ニ大和大路、
西到ニ朱雀大路ニ北自ニ玄蕃町ニ南到ニ七條街ニ公卿第宅一
百三十區武人館舍六十區民屋十八萬三千間及般舟院及
東本願、佛光、誓願、平等、相國、本能、妙顯、妙覺、
頂妙、壬生等大小佛寺九百二十宇皆燒、民焚死二千六
百三十餘人（慶弘紀聞第四）。

この夜洛東園栗の辻より出火、禁裏炎上、二條御城燒
亡、公家武家六十五宇、神社二百二十餘社、寺院九百
二十八箇所、塔七ツ、町數三千百餘、凡家數十八萬三
千餘、土藏八千百餘、實に京の大火といふ。主上下加
茂へ行幸あり、公卿供養す。（續徳川實紀）。

其の爲めに在府の使僧も殆ど上京したので、四月上旬嗣
寺慧徹講師を出府せしめ宗名の事にあたらせた（西
谷觀宇氏「宗學研究」第十三號）。されど本山類焼の事で宗名
の訴訟も一時中止のやむなきに至つたものであらう。是

近世に於ける真宗宗名の一件に就て（宮田）

に於て「當春ノ類焼故歎今以格別ニ御歎被申上候沙汰モ
無之、拂僧共ニ於テ甚無念ノ至リニ奉存候。」（御歎書古
事類苑）とある如く、淺草光圓寺寶景（順了と）、宗恩寺大
旭（號す）と、德本寺頓朗（號す）が奪起するに至つたので
ある。即ち當時松平定信老中に任せられ、仁政の聞えあ
り、時節到来此の時に當りて宗號問題を解決すべしと密
かに議する所あり、天明八年五月光圓寺順了、宗恩寺圓

澄の署名で德本寺へ其の決心を披露するに至つた。即ち、
御名之儀者御當流第一之儀故於ニ御所様ニも數ヶ年被
レ爲ニ遊ニ御苦勞厚ク被ニ仰立候得共内外種々之時變有
レ之思召通ハ御願不レ被ニ爲ニ行届ニ歎數御事奉存候然所
去年來松平越中守殿御老中爲ニ上座諸向明白ニ被ニ執
計ニ誠以有德之君子殊ニ當年ニ至リ可ニ爲ニ補佐ニ旨被ニ
蒙ニ仰天下之執政末々迄行届候仁政日々夜々ニ感心

仕候是全ク御開由御宗號被ニ爲ニ相立ニ候時節到来と難
有歎天喜地仕候所御類焼ニ付又々御所様格別御心痛被
レ爲ニ有候事共奉恐察候悲歎仕候定而御府内之沙汰段々
被ニ爲ニ聞召ニ此節御手強御願被ニ爲ニ遊度思召にも可ニ被

爲「有御座」候得共中々思召候程ニ者被仰立ニも難被遊と奉存候乍レ去人命不定之事に候得者越中守殿御身上ニも如何之儀可有之も難計、此時節を取はづし候而者後悔無レ益之御事故連モ拙寺共御一件ニ付身命を投捨候儀兼而之志願ニ候間此度別紙之趣を以松平越中守殿江直訴仕候、尤年來貴寺様御苦勞ニ被成候儀も存罷在、殊ニ同志之衆中江も血誓を以申合候筋合も有之候得共、只今夫々江示談等ニ及候而者却而事不成基ニも可相成存候間御本山表並同志之衆中江者貴寺様宜御取計可有之事と奉存候、乍去拙僧共自己之子簡を以御爲と奉存候得共萬一御本山御願之御差障ニ被成候而者は是又對御上不冥加之至、兼而申合候貴寺様江對シ不本意と存候間御差支ニ相成候筋も候ハバ其趣幾重ニも御申聞被下候ハバ隨分御差圖之通り可致候、若又御差支ニも不相成候ハ、書立等篤と御披見被下、猶御差略之上拙寺共存込之所詮も相立、門御跡様御願之一助ニも罷成候様ニ御取計被下度候、且又此儀ニ付却而御故障ニも相成御爲ニも不宜筋ニ候ハバ兼々貴寺御存之道リ

天明八年五月

光圓寺印

須了花押

宗恩寺印

圓澄花押

德本寺殿

とある兩寺所存書覺(古事類苑宗教部)によりて、知られる如く寶景、大旭兩師は松平定信に直訴せんとの決心を披露したものである。當時越中守定信は京都御所造營の爲め上京中であつた。即ち天明八年三月二十二日定信は禁裏御所其の他修築の事を命ぜられ(慶弘紀聞)。(續徳川實紀)。上京、同六月二十八日江戸へ歸つた(續徳川實紀)のであるが、此の歸東の途中を擁し、六月二十五日所謂駕籠訴を決行したのである。此の時の有様は「古事類苑」宗教部所收の記

之存念ニ候間懇居退寺等者勿論之儀如何様之御仕置被仰付候而も聊も御恨ニ奉存間敷候、右之所存ニ而候得者縱令越中守殿御取上之上何程虛實緩急を以御ためし被成候共聊も退キ候所存無御座押立御歎申上候存念ニ相違無御座候始末之大意御尋ニ付意内不レ句相認申候條如此御座候

以上

錄によりて詳細を知り得る故省略するが、とに角彼等は

御役人御衆中

歎願書と委細書とを要意して後事を頼崩に託して箱根に赴いたのである。即ち

(前)乍レ然掛役ノ者其是迄ノ振合ニ相心得、門末ヘハ深

相包候儀モ可有之哉迎モ宗號ノ儀ハ面々一分々々へ相

拘候事故乍レ奉植ニ御仁政人命ヲモ不計、何時々々迄

空ク打過儀甚以殘念ニ奉存候ニ付不顧ニ身分差超候

テ御歎申上候、右委曲ノ儀ハ別冊相認差上候間御慈悲

ヲ以御披見被下置候上、本山掛役ノ者被召出御糺被

下置候共又ハ拙僧共ハ寺跡身分ヲモ食著不仕、右一件、

ニ付候テハ一一程ハ心底ニテ罷在候間何レ成

トモ被召呼御調モ被下置其上奉蒙ニ御裁判一度御

歎申上候、右之趣聞召被爲分委細書御披見被下置候

ハバ生々世々御厚恩難石奉存候、此旨宜敷奉願候以上。

天明八戌申年六月

光圓寺印

寶

景花押

宗恩寺印

大
旭花押

松平越中守様

近世に於ける真宗宗名の一件に就て(宮田)

と云ふ如き歎願書と當宗は淨土真宗なる旨を細述した結文に、

宗名之儀ハ一分々々ニ拘り候一大事ニ御座候得者御門主ヘモタレ居候計ニテハ祖師ヘ對シ實義相濟不申ト奉

存候ニ付、不得止事ニ理非潔白ニ御糺ノ御仁政ヲ便リ

奉リ拙僧共一分々々冥加ヲ存ジ兼々御館へ參上仕、御

歎可申上、奉存候得共御役館ヲ恐入奉り唯今迄ハ差控

罷在候今般御旅館ヲ幸ト存、是迄參上仕御歎申上、最

御門主ニモ兼々掛リ役申付被置候得共掛リ役ノ者は迄

ノ振合或ハ自己ノ所存ニ偏執仕、又ハ互ニ功ヲ争、御

門主ノ存込程ニハ不ニ行届ニ様ニ相見エ歎ケ敷奉存候

ニ付、本山役共ヘ歎出候テモ逆モ拙僧共願筋取上申間

敷候間何卒御歸館被爲有候ハ、御慈悲ヲ以是迄御門主

ヨリ御歎被申上候御役方筋御取調ベ被下置、其御筋ヨ

リ掛リノ者被召出御吟味被下置候共又ハ拙僧共御館

ヘ被召呼ニ理非御糺被下置候共何レ兩様ノ内御取計被下置候ハ、生々世々御厚恩ト難有奉存候此段宜敷御披

露奉願上候以上。

天明八戊申年六月

宗恩寺
光圓寺

との如き委細書(古事類苑)〔宗教部所收〕をそへて提出した。定信は之を寫錄せしめ非常に同情をよせたが、併し「晝程ノ願書兩通篤ト御披見ニ候、寺社ノ儀ハ此方ノ掛リニテ無之筋違ニ候得者先返却致セトノ儀ニ候。」と申渡され書類は却下された。そこで兩名は右の次第を細く認め、尙善後策を打合はす可く二十七日德本寺に通知してゐる。

然るに一方本山では同じく越中守が未だ在京中、宗名に就いて願申す可く、使僧を以て、加藤遠江守留守居戸田正藏の所につかはし、正藏は當寺門徒であり殊に加藤家は越中守の内室の里方である關係上、篤と正藏に依頼し、正藏は越中守公用人口下部武右衛門に數度に亘り申談した結果越中守歸府後直に都合よく取計ふとの内談が出来てゐたのである。そこへ右の如き直訴事件が起つたので、本山では非常に驚き直に淺草輪番に命じて其の願書を提出せしめ調査する所があつた(御一件掛)(り補忘記)ところが

江戸では七月十二日には再び寺社奉行牧野備前守惟成に直訴するに至つた。即ち歎願書には先に松平越中守に直訴するに至つた事情を明かにし、更に増上寺故障の非理なるを論じ、而して「無學ノ拙寺共開山ノ法流ヲ以今生ハ寺跡斧屬安穩ニ被在且當來永却ノ迷闇ヲ開悟仕候大恩ヲ報ジ一命ヲ限ニ聊誠忠ヲ相立申度奉存候間何卒御慈悲ヲ以被爲聞召御館ニ於テ増上寺御方役者中被召出、急度御糺被下置候様ニ仕度候。」(古事類苑)と述べ、別に委細書(越中守に差出したものと同様)を添へて、十二日備前守の下城を待ちうけて駕籠訴を決行したのである(此の時の事は「古事類苑」に細述す)。然るに「願書並委細書ノ趣ハ備前守駕籠内ニ而モ、又中屋敷ニ而モ篤ト熟見被致候處、理非善惡ノ處ハ雙方篤ト吟味不致候而ハ不相分事ニ候ヘドモ先兩シ候様ニトノ儀ニ候、尤兩通共ニ寫被申付候故只今寫掛人ハ切、忠義甚、感心被致候。」(略)乍去奉行所ノ所法モ有之添簡無之候而ハ願難取上候間輪番相招キ兩寺を引渡リ候然ル上ハ罷歸リ篤ト輪番中へ熟談ノ上、添簡ヲ以テ可レ被相願ニト被申渡候。」と云ふ如く添書なきを以て願

書は却下された。そこで更に十五日に牧野備前守へ口上書をそへて歎願したが、之又取り上げられず、不本意ながら歸坊したのであつた。尙添簡の事に就いては寛保元年十一月に次の如く達令されてゐる（後聚卷五 德川禁令考）。

一宗法義ニ拘リ候出入之儀ニ付諸宗本寺觸頭江中渡候書付諸宗之寺院本末論或錄役座階法系住番世牌等其外法儀ニ掛リ候公事訴訟ハ其錄所觸頭本寺等ニ而逐一遂吟味依怙最扇無之可令裁斷事ニ候申付を致違背不相請候ハ、咎可申付候其上にも及難澁候ものハ奉行所江可差出候吟味之上急度可申付候尤他宗又ハ俗人江懸り候出入ハ唯今迄之通添簡を以可差出候。

右之通諸宗一統可相心得候。

是に於て本山にても公儀に對し、彼等の行爲を其の儘にしてをくわけに行かず、八月遂に三ヶ寺に對し上京を命じ、皆山亭に於て御堂衆三人、内用人二人、表用人二人で直訴の次第を吟味し日々問答往復、九月下旬羽二重一疋、真錦三枚づつ三人に下され使僧をつけて江戸に歸された。而して十月十四日に至り、三人に對し上を犯した故

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て（宮田）

を以て自坊蟄居を命じた（御宗名辨述三會御宗名御爭論記）。三人は右の御

咎を尤も至極として請けたが、而も尙「當春已來御所様ニモ格別御痛心被爲在候事奉恐察候ニ付、責而ハ一方ノ御力ニモ相成申度身分ヲモ不顧今般ノ取計仕候上ハ手足自在仕候内ハ安居可仕存心會而無御座候。」（古事類苑宗數部）

とて蟄居中にもかゝはらず、又も十月二十三日、三ヶ寺共に牧野備前守へ訴訟したが、容れられず、かくて十一月六日には更に定信を桔梗門外に要して直訴を企てた。

即ち此の儘に捨て置いては從來の事も無効となり大死しあるは恥辱であり、公儀は勿論本山より如何程の重科に處せられても苦からずとて斷食をなし、その願書を取り上げられる様に歎願した。然れ共箱根に於けると同様其の役でなきを理由に願書は却下された。爾來奉行所に迫つて愁訴する事十數度而も奉行所では添簡なきを理由としつとめた。之に對して彼らは御門主の御願は俗稱を止め本名にとの御願、我々は其れに關係なく増上寺役者と故障書について對決致し度との願であると申し述べた

が、一向に取り上げられなかつた。然る所翌寛政元年三月十八日に至り漸く其の忠節が認められたものか輪番を召し寺社奉行松平右京亮輝和(補職天明四年二月八日) 轉免寛政十一年六月八日)より書を兩本願寺に下すに至つた。即ち、次の如し。

宗號御願之儀無ニ御餘義ニ事ニ候乍然當時御繁務中、急

遽之御沙汰ニ者難被及候猶追而御沙汰有之までハまつ

御願中之御心得たるべく候。

右之通本願寺へ可被達候。

三 月

同時に増上寺役者に對しても次の如く申し渡す所があつた。

宗號之儀當時御繁務中急遽之御沙汰ニ者難被及追て御沙汰可有之候。

右之通増上寺へ可被達候。

三 月

尙又三ヶ寺等へは口述を以て次の如く申渡された。

宗號御願元と御復古之意に而敢て新規之事ニ者無之趣ニ被仰立儀ニ相聞江候得共宗號之儀者一體不輕事、已

に輕事に無之を以頻ニ御願も有之事ニ而候當時御繁務中急遽之御沙汰ニ者難被及との儀者右輕事ニ無之御願之事ニ付別而念を入、行届候様にとの趣ニ而急遽輕卒ニ者難被及ニ御沙汰」と申趣意ニ有之候間猶此旨口上ニ而利害三ヶ寺へも可被申渡候(以上「古事類苑」宗教部所收)。

其の後、同月二十六日に至り本山より三ヶ寺へ御答とし

て徳本寺は闕官の上住職召上られ、三河國本證寺へ御預けとなり、宗恩寺、光圓寺は各自坊中に差留め晝夜番士三人を以て警固せしめたと云ふ。而して後輪王寺官の言

によりて「一萬日御預け」となり、本訴訟問題は一先落着したわけで、右三ヶ寺も數年にして罪を許されたものであらう(御宗名辨述三會によれば) 五年目に許されたとある。かくの如く右三人は其の行動の如何は、とにかく本問題に關して活動した事は其の愛山護法の誠意と功績に於て認む可き異彩である。

尙寶景師は以後高倉學寮に講を開き宗學のため盡す所又大である。文政四年五月講師を拜命された(眞宗大谷派講者列傳)。

〔大谷學報第十五卷〕
〔第四號。岡崎正謙氏〕

上述の如く宗名に關する訴訟事件は一應解決を見たのである。然し宗名そのものに就いては解決されたとは云ひ難い。即ち今後に於ても一般的には依然として一向宗、本願寺宗等の名稱は用ひられてゐた。既に天明八年二月一日には越中富山松平出雲守より領内の諸末寺は一向宗と唱ふ可く又宗門帳にも一向宗と書く可き旨申渡され、爲めに領内本願寺末寺三百餘ヶ寺より連名にて承知致し難き旨を願ひ出た如き事件あり、又三月頃には松平加賀守城下金澤にて淨土宗との間に宗名の事に關し爭論があつた(古事類苑)のみならず加賀藩に於ては寛政九年六月諸寺院の法に違ふ者あるを戒む條例を出してゐる中に、致割符、押而取立候體……以來急度相心得可申事。

一、一向宗法談夜中興行、暨於俗家法談之儀堅く致間敷候。(云々)(加賀藩更科拾篇)

とある如き、或は文政六年十一月加賀藩領民に東本願寺焼失の勸財に應ずる事を終じた觸書に於ても一向宗の名

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

稱を用ひてゐる如き(越中史)眞宗の盛な北陸に於て是の如くであるによりても一般が推察されると思ふが、事實當時は排佛思想の盛んな時代であり、「草茅厄言」、「夢之代」、「出定笑語」、「經濟問答祕錄」を始めとして排佛家

は殆ど俗稱を以て呼んでゐるを思へば、宗名統一の問題も尙々困難であつたと考へられる。慶應四年七月眞言僧某が神佛分離を非なりとして建白した案文(神佛分離資料記)には「一向宗門ニ於ケル諸佛ヲ不相祭宗門之擬ニ有之。」云々とある如く、一般的には殆ど俗稱のみが用ひられて居たのみならず宗内にても、まゝ一向宗を自稱してゐるものもあつた様である。されば爾來學寮に於ても或は地方に於ても、宗名の御文に關する講釋がよくなされて來たのであるが、特に斯かる狀態を見て當時の學僧威力院義尊師は僧侶の自省を呼號してゐる。即ち門徒勸誘については先づ「宗名の義をよくべし」と云つてゐる。それは當時江戸に於ては僧俗共に自ら門徒と名のり尾濃勢參北の邊では宗名を云はず本願寺の號を以て宗名の様に心得てゐる者がゐる。師が嘗て近州伊香郡を

経過し往還の路次茅屋に寄り、老婆に何宗なりやと問ふに本願寺なりと答ふ。本願寺とは御本山の御事御本山の御宗旨は何なりやと問ふに知らずと答へた。思ふに是れ僧侶の責任である。自らかくの如くあれば他又之を稱するは當然である。されば僧侶自ら自省し、各門徒へは宗名の尊きを常に教示すべきであると主張してゐる(明治佛教護法篇所) 改和合海中垂訓。尙義導師には「宗名考」一卷がある。

次に注意すべきは是海師の奔走であらう。

是海師は人の知る如く越前三國新保寺久寺住職となつた人で當時に於ける傑僧である。師は學僧としてのみならず愛宗護法の念も強く時勢漸く推移し朝廷の威光幕府を凌ぐ様になつた時に當り、此の際宗名問題を解決せねば好機再び來らずと貴紳の間を往來して其の解決に努力したのである。即ち九條家結縁運動がそれである。之は宗名問題の外に他の事情もあつたのである。即ち是海師の最初の室の父は三國鶴叟であるが、その息にして鷹司家の儒臣であつた三國大學は安政の大獄に座して入獄してゐた。而して大學は師にとつては先に嘉永の調理を

受けた際極力師を保護した恩人である。此の恩人を救ふためにも當時の關白九條尙忠の力が必要であつた。とにかく文久二年五月には遂に九條家より館入りの仰があり、同時に又日野家の猶子ともなつた。かくして師は此の兩目的のために必要な資格を得る事に成功した。文久二年五月十八日九條殿へ出した師の歎願書を見れば其の意中を知るに十分である。即ち次の如くである。

(略) 前就夫先づ手始に大谷表御門へ「眞宗大谷靈場」と御額字、以台筆御寄附可相成候様仕候ては如何に御座候哉、何分御本殿の御稱號にも不相拘候様御仕向可仕候、

右内願の趣御落成の場に相望候は、他山へ對し、一宗の御規模無此上御事に奉存候、乍恐宗號未定其儘之御所置にては祖師聖人の御本意にも不被爲相叶哉、大息罷在候、依て前條の趣深く御汲取被爲遊、當時の機會御勘考の上不被爲御捨置早々御沙汰被成下候は、難有仕合に奉存候、實今此時を取失ひ候ては、已後御宗號普天に貫徹候事難相成哉に被存候間、右之次第奉歎願候存意如此御座候以上。

越前專久寺徹周花押

されど師の盡力も公武合體、薩長の反目、七卿の出奔等のために遂に其の事に及ばず、宗名公稱は成功せなかつた。(南越是海全集)

かくて明治二年になると再び宗名一件が持上つた。即ち同年七月二十五日京都に於て大年寄から宗門人別帳提出方につき今後一向宗と認めて差出す可き旨の觸出しがあつた。そこで八月五日には東本願寺の學寮に於ては宗名の評議があり(上首寮)。十二日には本山より京都府に強願するに至つたが之は却下された(維新政治宗)十五日頃には次第に問題となり、

洛陽町家宗旨證文一向宗と稱可申年寄より之申所に付、至而八ヶ間敷諸寺院有志講者諸家中毎日評議混雜之事。(上首寮日記)

とある如き狀態であつた。十六日には門末より歎願の義があり、十七日には護法場に於て宗名について談判あり、又十九日には「宗名につき洛陽法中憤發し志に而夫々衆儀所に屯候事」(上首寮)といふ風であつた。一方當時護法

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

闢邪の必要から眞宗五派聯盟が成立してゐたのである

が、二十五日には「衆儀所於東殿宗名ニ付五派之盟會有之」(上首寮)とある如く相談會が催された。併し時既に西派に於ては年寄の説諭に従つて居り、他派も歩調揃はず、此の會は失敗に終つた。されど東本願寺では獨り強願したので遂に二十七日には一先舊例によるべしとの許

下が出たのである(研徳重淺吉著)。之には種々の事情があつたものであるが、又一方當時の護法家小栗柄香頂師の盡力も認む可きである。即ち師は宗名は一宗興廢に係る處なりとして府廳に赴き長谷信篤知事に面して宗名は各宗祖の唱ふるところ、府廳の與り知らざる所である。

淨土真宗とは我開山の首唱、一向宗とは他宗一遍一向の自稱なる事は蓮如上人の消息にて明かである。今や萬機親裁の聖旨必ずや名を正すの秋なるべきに意外の惡令を下し人民の怨府となるを顧みない、宜しく速かに前令を取消し公明正大の朝旨あらんことを請ふと(小栗柄香)。然るに明治四年十一月には又もや京都府より、

其寺宗号之儀ハ一向宗トナシ相認候様御達有之候、此

旨可相心得候事。

辛未十一月

京都府

と云ふ達令が出た。是に於て、十二月東本願寺では「朝威に對抗仕候様ニ御請取モ有之可深ク恐懼仕リ候へ共、切迫ノ情實不得止奉歎願候」とて新政府に歎願書を提出した。その内容は次の如くである。

(略)此度一向宗ト相認候様御達ニ相成誠ニ以驚愕悲歎ノ至奉存候、元來淨土真宗ト申宗名之義ハ強テ御政體ニ差障リ可不申名目トヲモ乍憚存シ奉候ヘトモ他ノ御趣意モ被爲有御差聞ト申御事ニ候ハ、御諭告被成下候様奉願候、何卒前段之趣意御垂憐被成下、如從前當宗

辛未十二月

新前大僧正東本願寺光瑩

更に翌五年正月二十二日には當宗名は淨土真宗なるも、まゝ宗内に於て一向宗と自稱する者あるも之に對しては從來說論してゐる所下其の證文六ヶ條をあけて、若し淨土真宗の名目文字が差支になるならば公然たる宗號、宗

ヘス候、右一向宗ト宗名ヲ改候節ハ取モ直サス改宗仕リ候趣意ニ當リ六百有餘年相承仕候當宗ノ法脈殆廢絶同様之次第ニ相成候テハ勿チ本山ニ於テ門徒ノ宗徒教

誨說諭可仕方纏フ失シ臣父光勝臣光瑩ノ職掌モ相立不申門末門徒ノ哀訴歎願如何斗切迫ニ可相成哉ト痛心無此上奉存候、前文申上ダ候通朝廷之御制度ニ御障リモヨリノ眞實ナル旨趣ヲ公論仕リ候義ニ付何卒當宗ノ情實御洞察被下置前文ノ來歷御推考有之、一視同仁之御恩澤ヲ以テ海内一般淨土真宗ノ宗號ニ復シ可申旨御沙汰御座候様懇切奉歎願候、左候ハ、門末門徒ノ愚夫愚婦ニ至ルマデ尙更海岳ノ聖恩ヲ感載可仕候、依之不憚朝威情實拜陣仕候。恐惶謹言。

等が又西派にても赤松連城、大洲鐵然などの努力があつた事は勿論である。かくて遂に三月十二日に至つて京都府より、

一向宗名ノ儀自今真宗ト可稱旨兩本願寺佛光寺興正寺等へ可相達事

との布告が出づるに及んで、こゝに宗名問題も解決するに至つたものである。(自華教部省雜纂)

(九)

以上は本事件の経過に關しての考察を中心とした概観に過ぎないが、本事件を通じて見らるべきは真宗側では純理的なるに反し、増上寺即ち淨土宗側では幕府の菩提寺としての權威的態度であつた事である。而も幕府側では其の統制策として新儀を禁じ靜止を欲する封建的イデオロギーから事件の紛争擴大を望まず、萬事事勿れ主義に終始し、うやむやの中に處理した様である。而して斯かる問題も要するに近世に於ける佛教の形式化の一面だと見る事は否定すべきでもなからうが、併し凡てに於て消極的立場にあつた真宗側では宗名は宗門維持上重大問

近世に於ける眞宗宗名の一件に就て(宮田)

題であり一宗の生命にも關係するものとして、是については一命をも惜しまず活動した人物まで出た事は一異彩であると云ふべきであると共に宗團の自覺であり、之が幕末維新に於ては排佛思想との關係に於て愈々著しく顯はれ、遂に維新政府によりて其の解決を見るに至つたのである。是即ち真宗に於ける護法的活動的一面として意義をもつものであらう。(完)
尙本稿は主として本學圖書館所藏本によつたものである事を附記すると共に諸賢の御叱正を賜はれば幸甚である。